

瀬戸内市農業委員会委員募集要項

1. 募集人員 11人

2. 任期

令和8年11月1日から令和11年10月31日まで

3. 職務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進等の業務に伴う現地での調査、指導、監視業務等

4. 委員報酬

会長 月額 30,000円

会長代理 月額 26,000円

委員 月額 25,000円

5. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6. 推薦及び応募に係る手続きなど

別に定める様式に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、瀬戸内市農業委員会窓口まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

個人（農業者等）が推薦する場合

様式第1号

地域又は団体が推薦する場合

様式第2号

応募（自薦）する場合

様式第3号

(2) 様式の入手方法

以下の窓口に備えるほか、瀬戸内市ホームページからもダウンロードできます。

【窓口】

瀬戸内市農業委員会事務局（市農林水産課内）

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

TEL：0869-22-0048 FAX：0869-22-3965

【ホームページ】

<http://www.city.setouchi.lg.jp/>

7. 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

※ 持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※ 募集人員に達しない場合、書類の提出期間を延長することがあります。この場合は、受付最終日以降に瀬戸内市のホームページ等により公表します。

8. 選考方法

瀬戸内市農業委員会の委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに評価し、その評価結果をもって市長が選考します。

9. 選考結果

選考結果は、10月下旬に推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者全員に文書で通知します。

10. その他

受付期間の中間及び終了後に、瀬戸内市のホームページで、提出のあった推薦及び応募書類をもとに次の内容を公表します。

- (1) 推薦するものが個人の場合は、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦するものが法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

- (6) 推薦する者が推薦を受ける者を瀬戸内市農業委員会の農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が瀬戸内市農業委員会の農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (8) 応募する者の数及びそのうちの認定農業者等の数